

★ 住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則（規則第六十六号）（市町行財政課）

一 改正の要旨

住民基本台帳法の一部が改正され、外国人住民に関しても住民票が作成されることに伴い、次の規則に必要な改正を行った。

- 1 広島県温泉法施行細則
- 2 クリーニング業法施行細則
- 3 理容師法施行細則
- 4 美容師法施行細則
- 5 広島県営住宅管理規則

二 施行期日

平成二十四年七月九日